

**被告人国選弁護報告書【控訴】**

(書式4-5① H29.10.30版)

弁護士 一般・スタッフ (登録番号 ) 提出日 年 月 日

被告人	氏名		裁判所名	高等裁判所	支部
	事件番号	年(う)第号	選任日	年 月 日	
	第一審	<input type="checkbox"/> 即決 <input type="checkbox"/> 簡裁 <input type="checkbox"/> 地裁 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 原審の当該被告事件の国選弁護人を務めた		
	罪名(罰条)	*特別法犯については罰条を記載してください。			
原審記録丁数	<input type="checkbox"/> 1000丁以下 <input type="checkbox"/> 1001～5000丁 <input type="checkbox"/> 5001～10000丁 <input type="checkbox"/> 10001丁以上				
趣意書等提出	<input type="checkbox"/> 有 *答弁書、弁論内容を記載した書面を提出した場合を含む。 *検察官控訴や前任の弁護人が趣意書提出済みなど、趣意書等を作成することなく事件が終結した場合は、下記の控訴趣意書等未提出の欄をご記入ください。				
判決(決定)日	年 月 日 ※ <input type="checkbox"/> 判決日は不出頭				
判決主文決定	認定罪名	<input type="checkbox"/> 公訴事実と同一 <input type="checkbox"/> 別罪 罪名( )			
訴訟費用負担の別	<input type="checkbox"/> 費用負担あり *費用負担の裁判があった場合はチェックしてください。チェックがない場合は、負担なしとみなします。				
公判出頭日	立会時間		備考	公判内容	
	*「実質審理あり」以外の場合は記載不要		*注)参照の上、記載下さい。	*出頭した期日の内容に○をつけてください *判決宣告日に弁論の再開があった場合は 実質審理ありに○をつけてください。	
	年 月 日	: ~ :	休廷( )分	実質審理(あり/なし)・判決宣告のみ	
	年 月 日	: ~ :	休廷( )分	実質審理(あり/なし)・判決宣告のみ	
	年 月 日	: ~ :	休廷( )分	実質審理(あり/なし)・判決宣告のみ	
<input type="checkbox"/> その他打合せ等期日 (出頭日: 出頭内容: )					
※進行協議など公判に関連する目的でなされた三者同席の打合せに限ります。書面提出のみ・電話打合せのみの場合は該当しません。					
注)次の事項がある場合は、その旨備考に記載ください(①②以外でも公判時間と立会時間が一致しない理由があれば記載ください)					
・休廷があり、休廷時間中に当該国選弁護事件について時間的拘束を受けていない場合は、その時間。					
・次のいずれかがある場合、その番号。①前の事件が長引き、開廷が遅れた。②閉廷後に三者で進行協議を行った。					
*重大案件、特別案件、特別成果、遠距離等接見など各種加算報酬請求がある場合や、 謄写・通訳人費用や旅費など各種費用請求がある場合については、「被告人国選弁護報告書2(控訴審用)※書式4-5②」に 記載してください。報告書2の提出がない場合には、請求がないものとみなします。					
その他	<input type="checkbox"/> 事件記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく控訴趣意書を作成・提出した。 <input type="checkbox"/> 被告人との接見、電話交通又は打合せを行うことなく控訴趣意書を作成・提出した。				
<input type="checkbox"/> 解任 <input type="checkbox"/> 公訴棄却 <input type="checkbox"/> 取下げ (年 月 日) *原審記録丁数欄に 丁数を記載ください。	<input type="checkbox"/> 控訴趣意書等提出済み <input type="checkbox"/> 控訴趣意書等未提出 *下記に該当する活動があればチェックしてください。 チェックがない場合、活動なしとして算定します。		*他の記載事項は上記該当欄に記入してください。 *謄写費用を請求される場合は、200枚以下でも記載してください。(要疎明資料添付)		
	<input type="checkbox"/> ①被告人との接見、電話交通又は打ち合わせを行った。 <input type="checkbox"/> ②原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎ(以下原審記録の閲覧等という。)を行った。 <input type="checkbox"/> ③原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討した。 <input type="checkbox"/> ④被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った。 <input type="checkbox"/> ⑤被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討した。		(①④⑤において) <input type="checkbox"/> 実際には接見又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。		
	枚				

\*なお、ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、被告人から請求があった場合、同様に情報を提供することがありますので、予めご了承ください。

**\*提出にあたっては、報告書提出期間(請求できるようになった日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。報告書の提出が遅れた場合には、報酬等をお支払いできなくなることがあります。**